

平成 30 年度第 2 回名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議 議事録

- ・開催日時 平成 31 年 2 月 18 日（月）午後 1 時 30 分から午後 2 時 20 分まで
- ・開催場所 名古屋銀行協会 2 階 201 号室
- ・出席者 服部 達哉（名古屋市医師会長）、山根 則夫（名古屋市医師会副会長）、宮田 完志（名古屋第一赤十字病院長）、直江 知樹（名古屋医療センター院長）、絹川 常郎（中京病院長）、平手雅樹（名古屋市歯科医師会常務理事）、野田 雄二（名古屋市薬剤師会長）、河内 尚明（名古屋市社会福祉協議会長）、平田 宏之（名古屋市保健所長）、加藤 裕（西名古屋医師会長）、田中勝己（西春日井歯科医師会長）、長良 裕之（西春日井薬剤師会長）、今村 康宏（済衆館病院理事長）、竹谷 久美子（西春日井地区学校保健会副会長）、今村 達雄（社会福祉法人西春日井福社会理事長）、岡島 剛（愛知県食品衛生協会清須支部長）、河野ともえ（清須市女性の会会長）、服部 加奈子（ごちそうさま会会長）、坪井 陽子（愛知県健康づくりリーダー連絡協議会清須支部長）、福田 晃三（清須市健康福祉部長）、大西 清（北名古屋市市民健康部長）、安藤 光男（豊山町保健センター所長）、渡邊 大介（西枇杷島警察署巡查部長）（敬称略）
- ・傍聴者 5 人

< 議事録 >

（愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議を開催いたします。

開会にあたりまして、愛知県健康福祉部技監の吉田から御挨拶を申し上げます。

（愛知県健康福祉部 吉田技監）

愛知県健康福祉部技監の吉田でございます。

本日は、今年度 2 回目の名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議に御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、当圏域の健康福祉行政の推進に、格別の御理解と御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日は、お手元の会議次第のとおり、議題としまして「介護保険施設等

の整備計画について」と「地域周産期母子医療センターの認定について」の2件を御用意させていただいております。

1つ目の議題の介護保険施設等の整備計画につきましては、第7期愛知県高齢者健康福祉計画に基づき、計画的に事業を推進しているところですが、今回、事前相談が2件提出されておりますので、計画の適否について、御審議いただきたいと存じます。2つ目の議題の地域周産期母子医療センターの認定につきましては、当医療圏で1件申請がありましたので、御審議いただきたいと思っております。

また、報告事項としまして、「名古屋市における特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の整備事業者の決定について」を始め4件、御用意させていただいております。

限られた時間ではございますが、活発な御議論を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

本日は本当にありがとうございます。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

本日の出席者の御紹介ですが、時間の都合もございませぬので、お手元の「出席者名簿」及び「配席図」により紹介に代えさせていただきますと存じます。

次に、定足数でございませぬが、当会議の構成員は26名で、現在、構成員からの委任を受けました代理出席者4名を含め、23名の御出席をいただいております。定足数である構成員の過半数である14名を上回っておりますので、本日の会議は有効に成立しております。また、本日の会議には、傍聴者の方が5名いらっしゃいますので、よろしく申し上げます。

次に、資料の御確認をお願いいたします。お手元の次第の裏面にございませぬ「配付資料」を御覧いただきたいと思っております。

【次第（裏面）「配付資料」により資料確認】

続きまして、議長の選出をお願いいたします。

議長につきましては、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」第4条第2項の規定により、互選でお決めいただくことになっておりますが、特に御異議がなければ、事務局といたしましては、先回に引き続き、名古屋市医師会長の服部達哉様をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【異議なしの声】

ありがとうございます。それでは、出席者の皆様の総意といたしまして、議長は名古屋市医師会長の服部様をお願いいたします。服部様、どうぞ議長席にお移りください。それでは、以後の議事の進行は議長をお願いいたします。

(服部議長)

ただいま、議長に選ばれました名古屋市医師会長の服部でございます。

本日は、皆様の御協力をいただきまして、円滑な会議の運営に努めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。皆様の活発な御議論によりまして、有意義な会議となりますよう、御協力をお願いいたします。

それでは議事に移りたいと思っておりますが、その前に、本日の会議の公開・非公開の取扱いについて、事務局からお願いします。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

当会議は、開催要領第5条第1項により原則公開となっておりますが、議題(2)「地域周産期母子医療センターの認定について」につきましては、事業活動情報に該当する発言が出てくる可能性がありますので、非公開としまして、それ以外は公開とさせていただきたいと思っております。

また、本日の会議における公開部分の発言内容、発言者名につきましては、後日、本県のウェブページに会議録として掲載することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

(服部議長)

よろしいでしょうか。

それでは、議題(1)「介護保険施設等の整備計画について」に移りたいと思っておりますが、報告事項(1)「名古屋市における特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の整備事業者の決定について」につきましては、本日の議題に関連する内容となっておりますので、まず事務局から御報告をお願いします。

(名古屋市健康福祉局介護保険課 土方主幹)

名古屋市健康福祉局介護保険課事業者指定担当主幹の土方と申します。

資料3を御覧いただきたいと思っております。「名古屋市における特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の整備事業者の決定について」という資料でございます。前回の本会議において、「公募中」ということで、結果を御報告させていただくことができませんでしたので、本日この場をお借りしまして、御報告させていただきたいと思っております。

資料にございますとおり、1の特別養護老人ホームが2件、2の介護老人保健

施設が1件ということでございます。

特別養護老人ホームにつきましては、①の平成30年度着工分ということで、設置主体は社会福祉法人紫水会で、守山区に整備する予定になっております。ユニット型の定員100人で、開設は平成32年4月を予定しております。併設事業所として、短期入所生活介護あるいは居宅介護支援を行う予定になっております。②の平成31年度着工分につきましては、設置主体が社会福祉法人貴和会設立準備会ということで、新設法人でございます。中村区での開設を予定しております。こちらも、ユニット型の定員100人で、開設予定時期は平成33年4月までという予定になっております。併設事業所としては、小規模多機能型居宅介護あるいは訪問介護等が実施される予定でございます。その表の下になりますが、今後の公募予定ということで、名古屋市としましては、平成29年度から平成31年度までの第7期計画整備目標として630人を掲げさせていただいております。そして現時点までということになりますが、第6期の前倒し分ということで、既に平成29年度までに前倒しで130人分を整備させていただいております。今回報告させていただきました、採択済みの200人分を合わせまして、現時点で330人分が着工済みとなっております。したがって、今後の公募予定につきましては、残り300人という予定になっております。

次に、2の介護老人保健施設でございますが、設置主体が医療法人社団葵会で、予定地は東区泉2丁目ということで、名古屋逓信病院の空き地に整備されるという予定になっております。施設規模につきましては、ユニット型の定員80人で、開設時期は平成32年4月ということでございます。併設事業所としては、短期入所療養介護あるいは通所リハビリテーション等が予定されております。したがって、表の下の「今後の公募予定」ですが、名古屋市の第7期計画整備目標として80人、そして80人を採択させていただいたので、今後の公募予定としては0人という状況になっております。

私からの報告は以上となります。よろしくお願いたします。

(服部議長)

ありがとうございました。それでは、議題(1)に移ります。

まず、1つ目の介護老人福祉施設の整備計画の審議に入りたいと思いますが、本案件につきましては、西春日井福祉会の今村達雄委員が当事者になりますので、今村達雄委員におかれましては、この議事の間、御退席いただきますようお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(愛知県尾張福祉相談センター 猿渡次長)

尾張福祉相談センターの猿渡と申します。

日頃は、福祉行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、資料1に基づき、御説明いたします。申し訳ありませんが、着座にて説明させていただきます。

資料1-1を御覧ください。「介護老人福祉施設」と、「介護老人保健施設」の2件ございますが、まず、社会福祉法人西春日井福祉会の介護老人福祉施設の新設について、御説明いたします。

最初に、介護保険施設整備の手続きについて御説明しますので、3枚おめくりいただき、資料1-2を御覧ください。本県では、介護保険の入所型施設の整備については、平成32年度までを計画期間とする、第7期愛知県高齢者健康福祉計画により、圏域ごとにそれぞれの施設の必要整備目標数、すなわち、整備枠というものを設けております。圏域ごとに整備枠を設ける理由は、それぞれの地域で必要な介護施設の整備を促進するには、ニーズを把握し、介護保険における給付と負担のバランスを考慮しながら進めて行く必要があるためです。そして、整備を行う場合には、この圏域会議における承認が必要であるため、設置予定者から事前に協議をしていただくことになっております。この資料の3「事前協議の流れ」でございますが、まず、(1)の事前相談票の提出がありますと、整備予定地の市町村へ意見をお聴きし、(3)の圏域内の市町村で構成する研究会等を開催して圏域の調整を行います。その後、この圏域会議で御意見をお聴きしたのち、(5)のとおり、その結果を事前相談票提出者に通知いたします。今回、御審議いただく案件は、4に記載してある施設種別のうち、(1)の「介護老人福祉施設」についてでございます。

次に、1枚おめくりいただいて、資料1-3の「名古屋・尾張中部圏域 第7期介護保険施設等整備計画」を御覧ください。この資料には、表が4つございますが、1の介護老人福祉施設の表を御覧いただきますと、左から「区分」、その右に「30年9月末定員数」、「整備目標」、それから「必要数」かつこ整備枠、この整備枠といいますのは、30年度、32年度の整備目標から30年9月末定員数をそれぞれ差し引いたものでございます。そして、一番右に今回申請分を記載しております。今回事前相談のありました1の「介護老人福祉施設」のこの圏域における整備枠は、この表の一番下に網掛けをしておりますが、30年度がマイナス300名、第7期整備計画の最終年度であります平成32年度が100名でございます。平成30年度がマイナス300名となっております理由は、先ほど名古屋市さんから御報告がございましたが、前回9月6日に開催されたこの圏域会議で、平成32年度までの整備枠を前倒しして、整備予定定員500名

の御承認をいただいたことによるものです。なお、圏域内の介護保険施設の設置状況につきましては、1枚おめくりいただいた次の資料1-4に、旧尾張中部圏域、旧名古屋圏域の西部、旧名古屋圏域の東部の順に記載しております。

申し訳ございません。資料1-1-1にお戻りください。今回、御審議いただく整備計画の内容は、社会福祉法人西春日井福祉会からのもので、北名古屋市での新設、整備予定定員は100名、開所予定は平成34年(2022年)3月でございます。整備予定定員の100名というのは、先ほど資料1-3で御説明しました介護老人福祉施設の第7期整備計画の平成30年度整備枠であるマイナス300名を超えておりますが、計画最終年度である平成32年度の整備枠100名の範囲内でございます。こうした場合は、2枚おめくりいただいた参考資料「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」の裏側、「意見聴取及び連絡調整の基準」の第5第2号により、下線部でございますが、「施設等の円滑な整備の促進のため、圏域内の原則全市町村が前倒し整備を必要と認める」ことが承認の基準となります。これにつきましては、平成31年1月15日に開催した名古屋・尾張中部の圏域研究会において圏域内の全市町から前倒し整備の了解が得られておりますことから、この介護老人福祉施設の整備計画につきましては、承認が適当と考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(服部議長)

ただ今の事務局の説明に対して、御質問や御意見はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、開催要領第4条第4項の規定に基づき、これより採決に移りたいと思います。ただいま事務局から説明のありました介護老人福祉施設の整備計画につきまして、承認される方は挙手をお願いします。

はい、挙手多数ですね。賛成票が過半数に達しましたので、本計画につきましては、承認とします。

それでは、今村達雄委員には席にお戻りいただきたいと思っております。

続きまして、2つ目の介護老人保健施設の整備計画の審議に入りたいと思っておりますので、事務局から説明をお願いします。

(愛知県尾張福祉相談センター 猿渡次長)

引き続き、医療法人社団葵会の介護老人保健施設の10名増について、御説明いたします。

資料1-2「介護保険施設整備の手続きについて」を御覧ください。本県では、介護保険の入所型施設の整備については、平成32年度までを計画期間とする、第7期愛知県高齢者健康福祉計画により、圏域ごとにそれぞれの施設の整備枠

を設けております。圏域ごとに整備枠を設ける理由は、それぞれの地域でニーズを把握し、介護保険における給付と負担のバランスを考慮しながら進めるためです。そして、整備を行う場合、3の「事前協議の流れ」に記載しておりますが、事前相談票が提出されると、整備予定地の市町村へ意見をお聴きし、圏域内の市町村と調整を行い、この圏域会議で御意見をお聴きした上で、会議結果を事前相談票提出者に通知いたします。今回、御審議いただく案件は、4に記載してある施設種別のうち、(2)の「介護老人保健施設」についてでございます。

次に、1枚おめくりいただいて、資料1-3の「第7期介護保険施設等整備計画」を御覧ください。2の介護老人保健施設の表を御覧いただきますと、左から「区分」、その右に「30年9月末定員数」、「整備目標」、それから「必要数」かっこ整備枠、この整備枠といいますのは、30年度、32年度の整備目標から30年9月末定員数を、それぞれ差し引いたものでございます。そして、一番右に今回申請分を記載しております。今回事前相談のありました2の「介護老人保健施設」のこの圏域における整備枠は、この表の一番下に網掛けをしておりますが、30年度が10名でございます。

3枚戻っていただいて、資料1-1-2を御覧ください。これは、医療法人社団葵会からのもので、名古屋市東区内で、定員は80名から90名への10名増、開所予定は平成32年(2020年)4月でございます。参考のところを御覧いただきたいと思っております。この葵会からの事前相談における、既存の整備予定定員80名の整備枠は、先ほど名古屋市さんから御報告がありましたが、今年度第1回の当圏域会議で名古屋市の公募枠として承認されたものでございます。そして、医療法人社団葵会は、名古屋市の募集に応募し「平成32年度開設分介護老人保健施設」として80名の整備枠で採択されたものでございます。介護老人保健施設の整備枠については、先ほど資料1-3で御説明しましたが、第7期整備計画の平成30年度整備枠は10名で、今回の整備予定定員はその範囲内にあります。

しかしながら、次のページに参考資料として添付しておりますが、この「取扱要領」のうち、第4第2項により、真ん中あたりの下線部でございますが、名古屋市さんの参考意見を求めるとともに、第3項の規定に基づき平成31年1月15日に開催したワーキンググループに諮ったところ名古屋市さんはもとより、圏域内の他の2市1町からも了解が得られませんでした。名古屋市さんに加え他の2市1町からも了解が得られなかった理由として、一つは、名古屋市は、過去全ての事業者について公募で事業者を決定していること、二つには、公募で決定することは、施設整備を希望される事業者に応募する機会を均等に提供したり、地域内でのバランスのとれた施設配置等をするためであること、三つには、この10人は名古屋市の第7期整備計画の最終年度である平成32年度までの

計画数を超えていること、四つには、この第7期整備計画の策定者は保険者ですので、保険者である市町の意向を尊重すべきであることなどです。

したがって、2の医療法人社団葵会からの事前相談につきましては、不承認が適当と考えております。この介護老人保健施設の整備計画につきましては、不承認が適当と考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(服部議長)

ただ今の事務局の説明に対して、御質問や御意見はありますか。

よろしいでしょうか。それでは、開催要領第4条第4項の規定に基づき、これより採決に移りたいと思います。こちらの案件は、介護老人保健施設の整備計画について不承認が適当であるという事務局案に対する承認でございますので、この計画の不承認について承認される方は挙手をお願いします。

はい、挙手多数ですね。賛成票が過半数に達しましたので、本計画につきましては、事務局案を承認いたします。

続きまして、議題(2)「地域周産期母子医療センターの認定について」に移りたいと思います。なお、議題(2)は非公開となっておりますので、傍聴者の方は議事終了まで退席してください。

これより非公開

これより公開

(服部議長)

議題(2)についての審議が終了しましたので、これ以降は公開とさせていただきます。事務局は傍聴者の方を入室させてください。

以上で、議題は終了しましたので、報告事項に移りたいと思います。報告事項(2)「有床診療所の病床整備計画について」、(3)「愛知県地域保健医療計画(別表)の更新について」、(4)「本年4月27日から5月6日までの10連休における医療提供体制の確保に関する対応について」、一括して事務局から説明してください。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

愛知県医療福祉計画課の久野と申します。私からは、報告事項(2)と(3)について説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

まず、報告事項(2)「有床診療所の病床整備計画」につきまして、資料4をお手元に御用意いただきたいと思っております。

診療所に病床を設置する際には、原則として知事の許可が必要となりますが、医療法施行規則第1条の14第7項に定める場合に該当する場合は、届出により病床を設置することができることとなっております。今年度第1回目の病床整備計画の受付期間におきまして、医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当する有床診療所として提出をいただきました計画につきまして、資料の右下の「有床診療所病床整備計画の審議の流れ」に沿って、手続きを進めております。昨年の9月6日に開催いたしました「名古屋・尾張中部構想区域地域医療構想推進委員会」及び11月2日に開催いたしました「愛知県医療審議会医療体制部会」においてそれぞれ御意見を伺いまして、適当と判断いたしましたので、計画者へ通知させていただいております。御意見を聴いているところは、流れの中の③と⑤の部分で、今回報告させていただいているのは⑧の部分、事務処理要領第7の規定に基づきまして御報告させていただいているということでございます。

今回、計画を適当と認めました医療機関については、「病床整備計画書提出医療機関」の所を御覧いただきたいと思っておりますが、施設名は①にございまして「名古屋バースクリニック」で、名古屋市名東区に一般病床19床を整備予定となっております。標榜科目につきましては、「産婦人科、形成外科、小児科」を予定されていると伺っております。なお、今回提出されました計画につきましては、医療法施行規則第1条の14第7項第2号のうち「周産期医療において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所」に該当するということでございます。事務処理要領に定める届出基準を満たしております。

簡単ではございますが、報告事項(2)につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項(3)「愛知県地域保健医療計画(別表)の更新」について、説明させていただきます。お手元に資料5を御用意いただきたいと思っております。

本県の医療計画におきましては、5疾病5事業等の機能を担っていただきます医療機関について、県で定めている基準に合致していることを確認した上で、別表に記載または削除を行っております。本日は、平成30年10月29日更新分のうち、当医療圏における変更箇所を報告させていただきます。なお、変更の

ない項目については別表を省略させていただいております。資料をおめくりいただきまして3ページの目次を御覧いただきますと、項目の4、9、10及び12の4項目につきましては、当医療圏では変更がありませんでしたので省略させていただいております。

資料の4ページ以降で、医療機関名の更新を行っている箇所につきましては、医療機関名をゴシック体の太字としております。時間の都合により個別の説明は省略させていただきますが、今回の主な更新内容としましては、昨年度まで略称表記としておりました「名古屋掖済会病院」を略称で表記しないようにしたこと、また、昨年10月に「藤田保健衛生大学病院」と「藤田保健衛生大学坂文種報徳會病院」が、それぞれ名称を変更されたことにより、別表を修正させていただいております。

私からの報告は以上でございます。

(愛知県健康福祉部保健医療局医務課 上田主幹)

愛知県保健医療局医務課の上田でございます。私からは、報告事項(4)について説明させていただきます。失礼して着座にて説明させていただきます。よろしく申し上げます。

お手元の資料6-1を御覧ください。「本年4月27日から5月6日までの10連休における医療提供体制の確保に関する対応について」でございます。

厚生労働省から平成31年1月15日付けで「本年4月27日から5月6日までの10連休における医療提供体制の確保に関する対応について」の通知がありましたが、この通知につきましては2枚目の資料6-2で付けさせていただいております。資料6-1に戻っていただきまして、この通知の経緯としましては、1つ目の丸に記載しておりますとおり、昨年12月14日に公布・施行された天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律に係る国会の附帯決議を踏まえ、10連休における医療提供体制の確保に万全を期すよう、通知されたものでございます。この国通知の主な内容としましては、2つ目の丸でございますが、まず1として、10連休における必要な医療提供体制が確保されるよう、救急医療体制や外来診療を実施する医療機関等の情報を各医療機関等の承諾を得た上で、把握すること、2として、把握した情報について、県民等に周知し、医療関係者等における情報共有を行うこと、でございます。

この通知を受けまして、本県における対応状況ですけれども、こちらにつきましては、3つ目の丸「本県における情報把握の依頼先」に書いてございます。項目ごとに関係機関、関係団体等へお願いしてございまして、救急医療提供体制については各保健所を通じ市町村又は保健所設置市へ、精神科病院を除く病院の外来診療については各保健所・保健所設置市を通じ各病院へ、診療所の外来診療・

訪問診療については愛知県医師会を通じ、歯科診療所については健康対策課が愛知県歯科医師会を通じ、精神科病院についてはこころの健康推進室が愛知県精神科病院協会を通じ又は直接、照会・把握させていただくこととしております。

既に照会の依頼文をお出ししておりますが、今月中くらいを目途に取りまとめをしまして、一番最後のかっこに記載しておりますとおり、各医療機関等の承諾をいただいたものに限りますけれども、3月中下旬くらいにあいち医療情報ネットへ掲載することを予定しております。併せまして、市町や関係団体の方にも情報提供させていただきましますので、関係者の皆様に情報共有していただくとともに、市町村の皆様におかれましては、市町村広報やホームページへの掲載についても御協力をお願いしたいと思っております。

私からは以上でございます。

(服部議長)

ただ今の事務局の説明について、御意見・御質問等がございましたら御発言願います。よろしいでしょうか。

以上で、本日の議事は終了しました。午後2時20分終了予定ですが、既に回っておりますので、意見交換を終了させていただきます。

最後に、事務局から何かありますか。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

事務局から2点連絡させていただきます。

1点目でございますが、本日の会議の内容につきましては、事務局が作成したものを、事前に発言者の方に御確認いただくこととしておりますので、事務局から連絡があった場合には、御協力いただきますようお願いいたします。

2点目でございますが、この後、休憩を挟みまして、午後2時40分から名古屋・尾張中部構想区域地域医療構想推進委員会を開催いたします。推進委員会の委員の皆様方におかれましては、引き続き御参加いただきますようお願いいたします。

なお、配席が若干変わりますので、準備をさせていただく間、一旦席を離れてお待ちいただきますようお願いいたします。また、引き続き傍聴を希望される方につきましても、一旦外に出てお待ちいただくようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(服部議長)

それでは、名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議は、これにて終了いたします。どうもありがとうございました。